

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	職員以外の個人への報酬等の源泉徴収に係る法定調書作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、職員以外の個人への報酬等の源泉徴収に係る法定調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外の個人への報酬等の源泉徴収に係る法定調書作成事務
②事務の概要	所得税法等に基づき、奈良市が支払った報酬等の法定調書等作成事務を行う。 1. 審議会委員、招聘講師等への報酬等の支払いの際に、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い税務署に納付する。 2. 源泉徴収票や支払調書に支払い相手の個人番号を記載して税務署に提出する。 これらの事務の実施のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき特定個人情報を利用する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
債権者報酬等支払管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務課 情報公関係 電話:0742-34-1377
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 会計課 審査係 電話:0742-34-4759
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	・事務を行う際には、複数人でのチェックを必ず行っている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業員に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	・事務を行う際には、複数人でのチェックを必ず行っている。 ・事務を行うにあたってマニュアルを作成している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	公表日	平成28年7月1日	平成29年7月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の報告・公表は義務付けられない
平成29年6月30日	I-5-②所属長	辻井 淳	池野 敏	事前	その他の項目の変更であり事前の報告・公表は義務付けられない
平成29年6月30日	II-1 いつの時点の計数か	平成28年5月31日	平成29年5月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の報告・公表は義務付けられない
平成29年6月30日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	その他の項目の変更であり事前の報告・公表は義務付けられない
平成29年6月30日	II-2 いつの時点の計数か	平成28年5月31日	平成29年5月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の報告・公表は義務付けられない
平成30年6月22日	公表日	平成29年7月1日	平成30年7月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
平成30年6月22日	(様式改正に伴う変更) I. 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所	②所属長 会計課長 池野 敏	②所属長の役職名 課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
平成30年6月22日	II. しきい値判断、1. 対象人数「いつ時点の計数か」	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
平成30年6月22日	II. しきい値判断、2. 取扱者数「いつ時点の計数か」	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和1年6月28日	公表日	平成30年7月1日	令和1年6月28日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和1年6月28日	II. しきい値判断、1. 対象人数「いつ時点の計数か」	平成30年5月31日	令和1年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和1年6月28日	II. しきい値判断、2. 取扱者数「いつ時点の計数か」	平成30年5月31日	令和1年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和2年6月23日	公表日	令和1年6月28日	令和2年6月23日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和2年6月23日	II. しきい値判断、1. 対象人数「いつ時点の計数か」	令和1年5月31日	令和2年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和2年6月23日	II. しきい値判断、2. 取扱者数「いつ時点の計数か」	令和1年5月31日	令和2年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和3年6月21日	II. しきい値判断、1. 対象人数「いつ時点の計数か」	令和2年5月31日	令和3年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和3年6月21日	II. しきい値判断、2. 取扱者数「いつ時点の計数か」	令和2年5月31日	令和3年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和3年6月21日	公表日	令和2年6月23日	令和3年6月21日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和4年5月31日	II. しきい値判断、1. 対象人数「いつ時点の計数か」	令和3年5月31日	令和4年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和4年5月31日	II. しきい値判断、2. 取扱者数「いつ時点の計数か」	令和3年5月31日	令和4年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和4年6月27日	公表日	令和3年6月21日	令和4年6月27日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和5年7月11日	公表日	令和4年6月27日	令和5年7月11日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和6年12月18日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和6年12月18日	II. しきい値判断、1. 対象人数「いつ時点の計数か」	令和5年5月31日	令和6年1月17日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和6年12月18日	II. しきい値判断、2. 取扱者数「いつ時点の計数か」	令和5年5月31日	令和6年1月17日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。
令和6年12月18日	公表日	令和5年7月11日	令和6年12月18日	事後	その他の項目の変更であり、事前の報告・公表は義務付けられない。